

京都市訓令甲第27号

庁 中 一 般
区 役 所
市 立 大 学
事 業 所

京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第2条第7号中「総務局総務部文書課長（以下「文書課長」）」を「総合企画局情報化推進室情報管理課長（以下「情報管理課長」）」に改め、同条第9号中「決定書案」の右に「又は供覧書」を加え、同条第19号中「, 次長」を「次長, 課を置かない室, 産業技術研究所に置かれている工業技術センター及び繊維技術センターにあっては庶務を担当する課長, 歴史資料館にあっては次長, 東京事務所にあっては庶務を担当する次長, 交響楽団にあっては事務長」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「文書課長」を「情報管理課長」に改める。

第4条第2項中「室長」を「次長」に改める。

第6条第4項及び第8条中「文書課長」を「情報管理課長」に改める。

第9条第1項第1号中「総務局総務部文書課（以下「文書課」）」を「総合企画局情報化推進室（以下「情報化推進室」）」に改める。

第10条第3項中「文書課長」を「情報管理課長」に改める。

第12条第2項中「文書課」を「情報化推進室」に改め、同条第3項中「文書課長」を「情報管理課長」に改める。

第17条中「文書課」を「情報化推進室」に改める。

第25条前段中「別に」を「行財政局総務部法制課長（以下「法制課長」という。）

が」に、「文書課」を「行財政局総務部法制課（以下「法制課」という。）」に改め、同条後段中「文書課」を「法制課」に改める。

第29条第1項本文中「総合企画局市長公室秘書課（以下「秘書課」）」を「総合企画局市長公室（以下「市長公室」）」に改める。

第32条第1項第2号中「秘書課」を「市長公室」に改める。

第34条第1項中「総務局長」を「行財政局長」に改め、同条第2項中「総務局総務部総務課」を「行財政局総務部総務課」に改める。

第35条本文中「文書課」を「情報管理課長」に改め、同条ただし書中「文書課長」を「情報管理課長」に改める。

第36条中「文書課」を「情報管理課長」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 情報管理課長は、前項の規定により送付を受けた決定書については、当該決定書に係る文書を前条の規定により掲示場に掲示した後、速やかに法制課長に送付しなければならない。

第39条中「文書課長」を「情報管理課長」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、規則別表の永年の区分に該当する文書の保存期間については、第42条第1項及び第2項の規定により定めるものとする。

第40条第3項第3号中「第31条第4項」を「第31条第3項」に改める。

第41条第2項、第42条第1項から第4項まで、第43条第1項各号列記以外の部分、同条第2項及び第3項、第44条（見出しを含む。）、第45条第1項各号列記以外の部分、同条第2項、第46条並びに第47条中「文書課長」を「情報管理課長」に改める。

第50条第3項中「文書課長」を「情報管理課長」に改め、同条第4項中「文書主任に命じて、文書管理システムにその旨を登録させるとともに、その登録したことを文書課長」を「その旨を情報管理課長」に改める。

第51条中「文書課長」を「情報管理課長」に改める。

第52条中「について」を「のうち、文書管理システムに電磁的に管理されていないものについては」に、「公文書」を「もの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 情報管理課長は、第50条第4項の規定により報告を受けた完結文書のうち、文書管理システムにおいて電磁的に管理されているものについては、速やかに消去しなければならない。

第53条各号列記以外の部分中「文書課長」を「情報管理課長」に改める。

第54条第3項を次のように改める。

3 文書管理責任者は、前2項の規定により保存期間を延長したときは、その旨を情報管理課長に報告するとともに、紙文書にあっては当該完結文書をとじた簿冊等にその旨を朱書きしなければならない。

第55条中「誤って」の右に「廃棄し、若しくは」を加え、「文書課長」を「情報管理課長」に改める。

第56条第1項及び同条第2項後段並びに第57条中「文書課長」を「情報管理課長」に改める。

別表市長の項中「局長」の右に「、担当局長」を加え、「又は区長」を「、区長又は担当区長」に改め、同表局長の項中「局長」の右に「又は担当局長」を加え、同表区長の項中「支所長」を「担当区長」に改め、同表区役所支所長の項中「区役所支所長」を「担当区長」に、「副支所長」を「担当副区長」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)